

## 「滋賀県史編さん大綱」を策定し、3月24日(金)に事業キックオフ。

### ～ 県職員対象の講演会『歴史を学び、県政に活かす!』の開催 ～

県では滋賀県政150周年記念事業の一環として、新たな滋賀県史編さんの取組を進めており、令和5年2月28日に「滋賀県史編さん大綱」を策定しました。

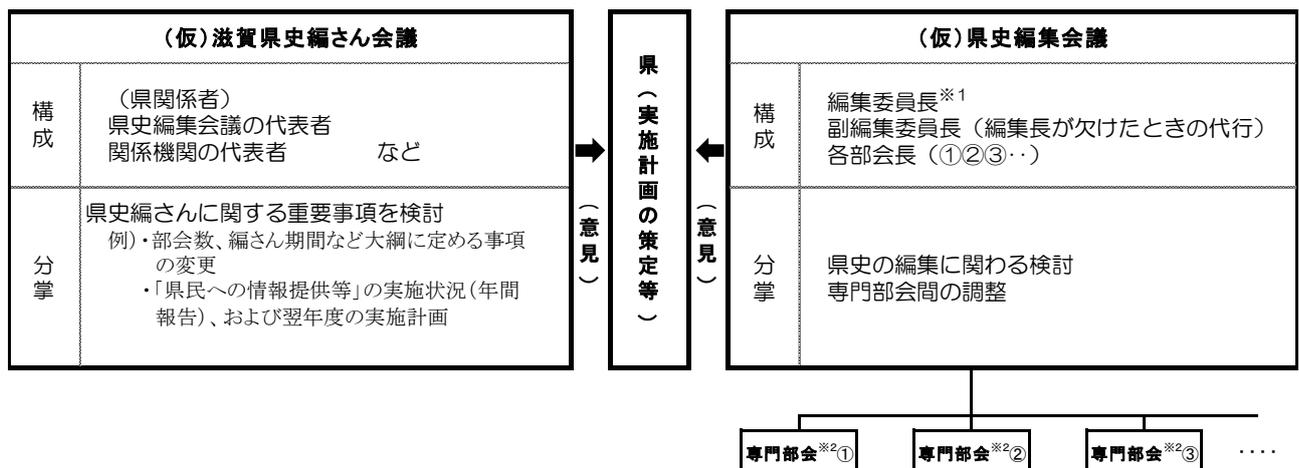
来年度からの本格的な事業開始に向けて、県職員を対象としたキックオフ講演会を3月24日(金)に開催します。

#### 滋賀県史編さん大綱 (別添資料あり)

策定日 令和5年(2023年)2月28日

概要 明治5年から令和4年までの150年間に主たる対象とする近現代史資料編2巻、通史編4巻、年表、概説、図録により構成  
 県史の編さんに要する期間は令和5年度から令和19年度までの15年間  
 (仮)滋賀県史編さん会議および(仮)県史編集会議を設置(下図のとおり)

#### 滋賀県史編さんにかかる組織について(イメージ図)



※1 編集委員長は、県史編集の統括を行う。

※2 部会の構成・分掌

構成: 部会長および執筆委員

分掌: 各分野において、県史編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等

## 『歴史を学び、県政に活かす！』講演会

県史の編さんにあたっては、県民に「未来を考える上での重要な知的資源」を提供するだけでなく、県行政自らがこれまでの経験を振り返り、未来の県政に活かしていくことが必要となります。そのため、事業開始にあたり、一次資料に基づく客観的な評価の重要性と、そこから見える歴史から変革を学ぶことの意義や全庁を挙げて県史編さん事業に取り組むための心構えなどを県職員が学ぶ講演会を開催します。

日時 令和5年（2023年）3月24日（金）午前11:00～正午  
場所 滋賀県危機管理センター1階大会議室（プレスセンター）  
講師 伊藤 之雄 氏  
（京都大学名誉教授、滋賀県史のあり方検討懇話会会長）  
対象 県職員



## 今後の主なスケジュール

- 令和5年4月 滋賀県史編さん実施計画※原案の検討開始  
※ 県史の構成や期間、情報提供等、県史編さん大綱で定める事項を具体的に進めるための計画
- 令和5年5月頃 第1回（仮）県史編集会議開催（予定）  
→令和5年度中に、5回程度会議開催予定
- 令和5年度中 第1回（仮）滋賀県史編さん会議開催（予定）  
専門部会（6部会）を適宜開催  
→令和5年度中に、各部会あたり5回程度開催予定
- 令和8年度頃 第1巻・資料編（戦前）を刊行予定

## お問い合わせ先

滋賀県立公文書館（担当：阿部、岡田）

電話番号：077-528-3126

FAX 番号：077-528-4813

メールアドレス：[archives@pref.shiga.lg.jp](mailto:archives@pref.shiga.lg.jp)

ホームページ URL：<https://archives.pref.shiga.lg.jp>

# 滋賀県史編さん大綱

## 第1 趣旨

この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

1. 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。
2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えるとともに、県内外や世界に向けて発信する。
3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。

## 第3 方針

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。
3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。
4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

## 第4 県史の構成

滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。

## 第5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

## 第6 組織

1. 県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を設置し、県史編集会議に専門部会を設置する。
2. 滋賀県史編さん会議は、県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項について検討を行う。
3. 県史編集会議は、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成し、専門部会間の調整を図り、県史の編集を行う。
4. 専門部会は、専門部会長および執筆委員で構成し、専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。
5. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の6部会とする。
6. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

## 第7 県民への情報提供等

県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

## 第8 その他

この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な事項は別に定める。